

令和5年度 伝達講習会

福島県剣道連盟

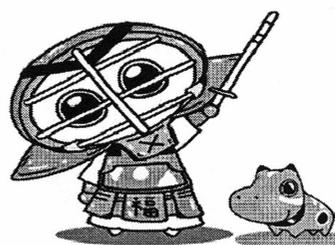
日程表

時間	講習内容	備考
9:30	開講式 ・会長挨拶 ・講師紹介 ・日程説明	剣道着着用 防寒具着用可
9:45～10:20	中央講習会 伝達講義 (事業計画・全剣連の取り組み、感染症対策、女子委員会等)	筆記用具
10:20～11:20	ガイドラインを踏まえた試合審判の留意点 及び今後の展開	
11:30～12:15	日本剣道形	木刀(太刀・小刀)
12:15～13:00	昼食休憩	
13:00～13:20	伝達講義(指導法、普及委員会、事例発表)	筆記用具
13:30～14:30	幼少年指導法実技	垂・胴着用 竹刀
14:30～14:50	質疑応答	
14:50～15:00	閉講式・受講証授与	
～16:00	稽古会	

■開催日時■ 令和5年4月16日(日)

午前9時30分～午後3時00分

■会場■ 郡山市 西部体育館



令和5年4月16日
伝達講習 渡部 岩吉

令和5年度（第58回）剣道中央講習会伝達資料

1 網代会長あいさつ

中央講習会は、年度初めの重要な行事である。昨年に引き続き、兵庫県剣道連盟の協力により、各県・各団体代表1名で実施。各代表の方は、今年度の方針を持ち帰りしっかりと伝えていってほしい。令和4年度は計画した事業はすべて実施できた。今年度もコロナウイルス感染症の対策を取りながら、緊張感を持ち運営していきたい。今後とも事故・過失等の無いように活動をすすめていただき、全剣連がこのような状況の中でも、しっかり発展できるよう、皆さんのご協力をお願いしたい。

2 令和5年度全剣連の行事計画・コンプライアンスの徹底 ～中谷専務理事

・配布資料「令和5年度行事予定」

行事は予定通り実施していき、観戦等についてもコロナ前に戻していきたい。

HPにマスク・シールドについての文書を掲載している

・伝達講習会資料「コンプライアンスの徹底 ～全剣連の取組み～」

3 ガイドラインを踏まえた試合・審判の留意点並びに今後の展開 ～香田講師

・伝達講習会資料

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法運用の質問事項
及び解説

大会・審査会におけるマスクの着用について

4 日本剣道形 ～中田講師

・伝達講習会資料 令和5年度（第58回）剣道中央講習会資料 日本剣道形

5 感染症対策並びに剣道の安全性 ～宮坂講師

・伝達講習会資料 感染症対策ならびに剣道の安全性

6 女子委員会活動内容とお願い ～佐藤講師

・配布資料 幼少年女子東北ブロック講習会（幼少年経験者）アンケート調査結果
幼少年女子九州ブロック講習会 女子講習生アンケート調査結果

・伝達講習会資料 令和4年度 女子委員会 ～新たな飛躍を目指して～

令和5年度(第58回)剣道中央講習会 日程表

[令和5年4月1日(土)～4月2日(日) 於・神戸市立中央体育館]

全日本剣道連盟	
4月1日(土)	4月2日(日)
13:00	集合
13:30	役員・講師打合せ
13:40	開講式
14:20	令和5年度全剣連の事業計画他 (含む中期計画進捗状況) 網代会長・中谷専務理事
15:10	ガイドラインを踏まえた 試合・審判の留意点 並びに今後の展開 香田講師
15:20	休憩
16:30	日本剣道形 中田講師
17:20	稽古会の在り方
	一日目終了
	普及委員会 「剣道の理念」理解の深化に向けて
	質疑応答 (事例発表) 藤原委員長
	閉講式
	9:00
	9:30
	10:00
	10:10
	12:10
	12:20
	13:00
	13:30

コンプライアンスの徹底 ～全剣連の取り組み～

令和5年4月
公益財団法人 全日本剣道連盟

※計画の都合により変更の場合もある。

スポーツ庁ガバナンスコードの制定 全剣連は公益法人へ移行

- ・令和元年6月、スポーツ庁は「スポーツ団体のガバナンスコード」制定
- ・令和2年9月16日全剣連は一般財団法人から公益財団法人

共通して重要なこと

- ガバナンス(適正な組織運営)の強化
- コンプライアンス(法令遵守)徹底

(参考)スポーツ団体のガバナンスコード

令和元年6月、スポーツ庁は「スポーツ団体のガバナンスコード」制定

【ガバナンスコードにおける13の原則】

- 原則1:基本計画の策定
- 原則2:役員等の体制整備
- 原則3:組織運営に必要な規定整備
- 原則4:コンプライアンス委員会設置
- 原則5:コンプライアンス教育
- 原則6:法務・会計等の体制整備
- 原則7:情報開示

- 原則8:利益相反の適切な管理
- 原則9:通報制度の構築
- 原則10:懲罰制度の構築
- 原則11:選手・指導者との紛争解決
- 原則12:危機管理・不祥事対応体制
- 原則13:地方組織等との関係

- ➔ 毎年自己審査、公表
4年に一度、日本スポーツ協会やJOCによる審査 (令和2年12月受審)

ガバナンスとコンプライアンス

- ・ガバナンス
 - ・「統治・支配・管理」
 - ・適切な組織運営(スポーツ庁)
 - ・スポーツ団体(&公益法人)として社会的責任を果たす方策
 - ➔ 組織の権限・責任、相互牽制関係の明確化、情報公開等による説明責任
- ・コンプライアンス
 - ・法令遵守(全剣連の規則・ルールも含む。)に加え、社会常識、良識
 - ・コンプライアンスを維持改善するための管理体制「ガバナンス」
 - ➔ ガバナンスの強化が、コンプライアンスの強化に

なぜコンプライアンスが重要か

- ・企業においては様々な事案が発生
 - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
 - … 最悪の場合、倒産も
 - 社会がそのスポーツを敬遠、人気が下落
 - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
 - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
 - … 資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
 - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事責任
- ➔ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

剣道人口の減少

・高校剣道部員数(高体連資料より)

	卓球	弓道	剣道	柔道
2003年(平成15年)	57,062	65,162	59,382	35,628
2019年(令和元年)	76,328	62,278	38,435	17,904
増減	+9,266	△2,884	△20,947	△17,724
増減率	113.8%	95.6%	64.7%	49.7%

この間の16歳(高校1年生)人口:135万人(2003年) → 112万人(2019年) 82.9%

- ・中体連:平成15年から令和元年 37%減(女子委員会資料より)
- ・酒場運盟:平成元年12万人から平成30年5.4万人 半分以下(同上)
- ・初段登録者数:平成13年4.7万人 → 平成30年3.2万人 △32%
同年13歳(中1)人口 (127万人) → (107万人) △16%

なくならない不祥事

(全剣連への告発、新聞報道等)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総件数	14件	15件	20件
実名告発等	8件	9件	17件

実名告発が急増 ⇒ 深刻な事案が多くなっていないか

- パワハラ、高校生自死(高校)
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金(中学校)
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予(スポーツ少年団等)
- 不適切な会計処理、生徒・関係者から誕生日祝いを強制徴収他(高校)
- 部費着服、暴力、生徒に洗車をさせる等不適切な行為(高校)

剣道人口の今後

- ・そもそも人口減少
(2021年現在 13歳108.9万人、6歳:100.3万人、0歳:83万人)
- ・野球、サッカーなどに比べ大衆訴求力(テレビなど)は小さい
- ・お金がかかる(稽古着・袴、竹刀、剣道具)
- ・汗臭い
- ・痛い
- ・体罰のイメージにつながっていないか?

⇒ 少なくとも暴力、体罰、その他ハラスメントを根絶する必要あり

今一度、考えよう

- ・剣道の理念
 - ・剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である
- ・剣道修練の心構え
 - ・剣道を正しく真剣に学び...
- ・剣道指導の心構え
 - ・(竹刀の本位)(礼法)(生涯剣道)
- ・全剣連倫理に関するガイドライン
- ・その他にも
 - ・ やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。
(山本五十六元帥海軍大将)

全剣連倫理の取組み

- ・倫理規定制定
- ・倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- ・全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、令和元年11月一部改定)
- ・相談・苦情窓口の設置(平成30年11月～令和4年3月)
 - 窓口への通報、報道、スポスカからの通知 3年で合計92件(一部重複)
- ・綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定(平成30年、令和4年等)

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

- ・暴力・パワーハラスメントの絶対禁止
 - 相談・苦情窓口/報道等 平成30年11月以来112件うち、
 - ノうち、暴力・体罰 32件、パワーハラ・指導16件
 - (役員による暴力3件、教師による体罰6件)
- 暴力に対する考え方(間違いない)
 - ✓ 剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分らないように殴れるのに」
 - ✓ 「あるとき気を抜いた練習を止められて、ボロボロに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした』
 - ✓ 体操女子暴力 ~ 本人も家族も納得していた
 - ✓ 殴るには殴る理由がある

全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・剣道の理念
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・剣道修練の心構え
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
理念に反する不祥事の発生
- ✳ 居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
- ➡ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ~ ガイドラインの制定
- ・対象者
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)

- ・2013年柔道女子代表選手
「...によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りを失ったことに対し、ある者は涙し、ある者は誓いを立てました...」
 - ・暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの
 - ・剣道の理念「人間形成の道」、剣道修練の心構え「礼節をとうとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」
- 剣道と暴力は、相容れないもの
- ・暴力の結果、個人には刑事責任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為：その他)

- ・セクシャル・ハラスメント
 - 「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」
- ・差別の禁止
 - ・合理的理由のない一切の差別を禁止
- ・アンチドーピング及び薬物乱用
 - ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
 - 大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底
- ・指導的立場にある者と選手等との関係
 - 相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動
- ・審査に関する金銭授受の禁止その他
 - ・審査は厳正、公正、適切、誠実に

ガイドラインに対する違反行為があった場合

・全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)

- 不祥事発生の場合
 - ✓都道府県剣連による調査・処分の申立て → 綱紀委員会による審査 → 答申・処分
 - ✓(又は)諮問予備審査会(全剣連)による調査等 → 同上

➢処分内容

- ✓称号・段位(全剣連のみ)：剥奪、一定期間の停止等
- ✓会員資格(全剣連・都道府県剣連)：除名、一定期間の停止

・都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

- ・不適切な経理処理
 - 適正な経理処理と不正行為の防止
 - ポランテアだから多少のことは・・・一切ダメ
- ・選手・役員選考
 - スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備
- ・安全・事故防止
 - 剣道は安全な武道、さらなる配慮
- ・一般社会人としての規範
 - 反社会的勢力には特に注意

ご清聴ありがとうございました。

令和5年4月

公益財団法人全日本剣道連盟

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鏢)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の防止。
 - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鏢)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、構え合って攻め合う試合展開へ移行する。
 - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - ・「つば(鏢)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 「つば(鏢)競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鏢)競り合い」解消に至る時間は「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと思わせて打突する行為は反則を適用する可能性がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえついたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば(鏢)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鏢)競り合い」から鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用について
選手：面マスクまたはシールドを着用する。
審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする

以上

令和5年4月1日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏢)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大いことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないように調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
(3) 接近した状況での掛け声	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
(4) 反則内容の説明	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べるができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば(鏢)競り合いの解消の際の見極めについて

つば(鏢)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？

「つば(鏢)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸(※目安としておよそ3秒)」とし、双方が鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。
※目安の根拠:成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸≒およそ3秒」とした。

(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない

相互に分かれようとしている途中に技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？

「つば(鏢)競り合い」は鏢と鏢が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸(およそ3秒)」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれようと思わせて」技を出した場合は合議の上、反則を適用する。
「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸(およそ3秒)」以内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、合議の上、目的と現象を見極めて判断する。
なお、「つば(鏢)競り合い」からの引き技を出す場合は「一呼吸(およそ3秒)」以内とする。

分かれ際の引き技及び一呼吸後の引き技における有効打突の見極めは？

分かれ際の引き技か一呼吸後の引き技かの見極めについては、試合を運営する主審の専決事項であるので、原則として副審は「合議」をかけることはできない。主審の裁量や適格な見極め及び審判員3人の意志の統一や連携が大切である。
※主審は、一呼吸(およそ3秒)後は「止め」を宣告し反則を適用する。若しくは膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鏢)競り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則にしない。

令和5年3月22日

大会・審査会におけるマスクの着用について

大会、審査会におけるマスクの着用等は、以下の通りとします。

1. 全剣連主催大会

(ア) 都道府県対抗、選手権大会等（京都演武大会以外の全剣連主催大会）

- 選手
面マスクまたはシールドを着用
- 審判
マスクを着用しない
ただし、控え席でのマスク着用は個人の判断
- 大会役員・係員
マスク着用は個人の判断

(イ) 京都演武大会

- 参加者
面マスクまたはシールドを着用
70歳以上の者は、マスクおよびシールドを着用することを推奨
- 審判・立ち合い
マスクを着用しない
ただし、控え席でのマスク着用は個人の判断
- 大会役員・係員
マスク着用は個人の判断

2. 全剣連主催の審査会（六段～八段）

受審者に高齢者が多いことから以下の通りとする。

- 受審者
マスクまたはシールドを着用
70歳以上はマスクおよびシールドを着用することを推奨
- 審査員
マスク着用
ただし、控え室でのマスク着用は個人の判断
- 大会運営関係者（本部、係員）
マスクを着用

ただし、控え室でのマスク着用は個人の判断

3. 全剣連主催以外の大会、審査会

各都道府県、組織団体が主催する大会・審査会でのマスク着用等は、試合者・受審者を除き、各主催者が判断するものとする。試合者及び受審者は、面をつけた時は、面マスクまたはシールドを着用することとする（但し主催者の判断により、面マスク及びシールドとすることも可）。

4. 「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」
1年程度継続する予定。

大会・審査会におけるマスク着用について

	選手	審判	大会役員・係員
1-1	面マスク か シールド 着用	着用しない (控席では個人の判断)	個人の判断
1-2	演武者 面マスク か シールド 着用 70歳以上は 面マスク及びシールド 着用 推奨	審判・立ち会い 着用しない (控席では個人の判断)	大会役員・係員 個人の判断
2	受審者 面マスク か シールド 着用 70歳以上は 面マスク及びシールド推奨	審査員 マスク着用 (控室では個人の判断)	運営関係者 (本部、係員) マスク着用 (控室では個人の判断)
3	試合者・受審者 面マスク か シールド 着用 または 面マスク及びシールド着用も可	それ以外 各主催者の判断	

※「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」は1年程度継続予定。

令和5年度(第58回)剣道中央講習会資料

日本剣道形

1. 制定の経緯

明治44年(1911)7月、「中学校令施行規則」が一部改正され撃剣が柔術と共に中学校の正科として採用されることになった。そこで、大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月、剣道形制定の調査委員会を設置した。主査として根岸信五郎、辻 真平、内藤高治、門奈 正、高野佐三郎の5氏が委任され草案を作成した。更に全国を11区分し、20名の調査委員が招聘され、鋭意調査研究の結果、大正元年(1912)10月16日、「大日本帝国剣道形」が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない、流派統合の象徴として制定したものである。大正6年(1917)9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。さらに昭和8年(1933)5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明(打太刀・高野佐三郎、仕太刀・小川金之助)がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和27年(1952)、全日本剣道連盟が結成され、大日本帝国剣道形を「日本剣道形」と改称し、実施することとなった。昭和56年(1981)12月7日に、文書表現や仮名遣いを現代文に改めた「日本剣道形解説書」を作成した。平成元年(1989)に「講習会資料」の作成がはじまり、平成15年(2003)に「剣道講習会資料」第1版が発行され、現在第6版(平成24年発行、同29年一部修正)に至る。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく伝承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 修錬の目的

日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鑓の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 日本剣道形の効果

日本剣道形は、先人が英知を傾け、鋭意調査協議を重ねて制定したものであり剣道の基礎的な礼法や技術、そして剣の理法を示したものである。高野佐三郎『剣道』では「斯道の練習法三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・打ち込み稽古、是なり」と形修錬の重要性を説いている。

剣道形の修錬により以下の効果が得られる。

- (1) 礼儀作法や落ち着いた態度が身につく。
- (2) 姿勢が正しく、動作も機敏になる。
- (3) 相手の気持ちや動作を観察する観の目が養われる。

- (4) 技術上の悪癖をなおすことができる。
- (5) 呼吸や正しい太刀筋を会得できる。
- (6) 間合や打突の機会を修得できる。
- (7) 打突が正確になり残心が会得できる。
- (8) 気が錬れて、気迫・気合や発声が充実する。
- (9) 心と技の理合が会得できる。
- (10) 気位が高まり、気品や風格が備わる。

6. 指導上の基本的な留意点

- (1) 『日本剣道形解説書』『講習会資料「日本剣道形」』を熟読させ、剣の理法に基づく剣道形を体得させる。
- (2) 立会の所作、刀の取り扱い(特に小太刀の置き方)を適切に行わせ、刀(木刀)の操作(刃筋・鎧の使い方・手の内)、一拍子の打突及び体さばきを正しく行わせる。
- (3) 五つの構え及び小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得させる。
- (4) 打太刀(師の位)、仕太刀(弟子の位)の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行わせる。原則として仕太刀が打太刀より先に始動しないようにさせる。
- (5) 太刀の形は、「機を見て」(機とは、心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと)打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は仕太刀が十分になったところを見て打たせる。
- (6) 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打つ。「入り身」とは、氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を理解させる。
- (7) 目付は原則として、相手の目を見る。「遠山の目付」で行わせる。

- (8) 足さばきは「すり足」で行い、音を立てないようにさせる。一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (9) 仕太刀の打突後の残心は、形に示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示すよう注意させる。打太刀は仕太刀の十分な残心を見届けてから、動作を起こすようにさせる。
- (10) 打太刀は一足一刀の間合から技を出し、仕太刀は打突したら物打ちが打突部位に確実に届くよう、気迫をこめて打ち下ろさせる。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないようにさせる。
- (11) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行わせる。
- (12) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の勢いで打突(発声)させる。
- (13) 形の実施中は、初めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分をゆるめず、終始充実した気迫で行わせる。

7. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鰐元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一挙前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら胴を打つときの方法。
- ① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に胴を打つ。
 - ② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ

振り下ろし、一拍子で打つ。(修錬者の錬度に応じて指導する)

(7) 小太刀半身の構えの刃先の方向

① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。

② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

8. まとめ

(1) 日本剣道形解説書、講習会資料(日本剣道形)を熟読・精通する。

(2) 日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

(3) 我が国の伝統文化として次代に正しく伝承しなければならない、その為に、平素から日本剣道形の修錬に努める必要がある。

以上

当面の問題点 = 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスの感染力はインフルエンザと比べ物にならないほど高い

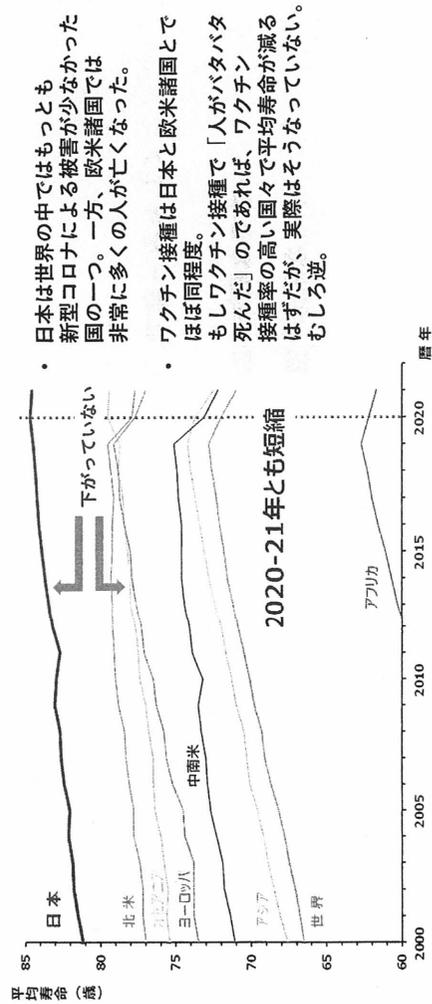
- ・ 新型コロナウイルスで重症化する人の割合は大きく減ったが、オミクロン株が流行して以来、感染者が急増し、このために重症者、死者は第8波でもっとも多くなっている。
- ・ 高齢者では免疫力が低下し、持病があるために、ワクチンの効果が十分に出ず、結果として重症者、死者が多くなる：最近の死者の約9割が70才以上。
- ・ 子どもや若者にはコロナは「軽い」ことが多いが、実際は後遺症問題がある。
- ・ 感染は若い世代から年代の高いほうに拡がる傾向があるので、若い世代での感染を減らしたいが、ワクチン接種率が低いという問題点がある。

感染症対策ならびに剣道の安全性

全日本剣道連盟・顧問医師、アンチ・ドーピング委員長

宮坂 昌之

新型コロナウイルスを契機に世界の平均寿命はどのように変わったか？



世界では2019年以来、日本とオセアニア以外の地域で大きく平均寿命が下がった

ウイルス感染後に種々の神経疾患発症リスクが増加する

ウイルス感染 見られる神経疾患	ハザード比	
	FinnGen	UKB
ウイルス脳炎	アルツハイマー病	22.06
インフルエンザ肺炎	アルツハイマー病	2.60
インフルエンザ肺炎	ALS (筋萎縮性側索硬化症)	7.91
インフルエンザ肺炎	認知症 (generalized dementia)	4.44
インフルエンザ肺炎	パーキンソン病	2.98
インフルエンザ肺炎	血管性痴呆	6.79
帯状疱疹	血管性痴呆	6.22

ウイルス感染を甘く見てはいけない！
風邪ウイルスぐらいかかってもいいと思っていると、あとで困ったことになることがある。

Levine KS et al, Neuron, Jan 19, 2023.

「新型コロナウイルスはどうせ全員が感染するので、抵抗は無駄だ」？

全面降伏したアメリカ、イギリス、スウェーデンでは、これまでの累積死者数は人口割合で日本の5~10倍であり、相変わらず一定程度の感染が続いている。

「もう日常を取り戻そう。欧米ではマスクをしていない」？

アメリカでは労働者の約10%が後遺症に悩み、約20万人のコロナ孤児が生まれている。
イギリスでは一部で相変わらず医療崩壊が続き、救急車がなかなか来ない。
欧米ではハイブリッド免疫保有者が非常に増えているが、日本では3~4割程度。残りの人たちはワクチン免疫しか持っていない＝日本ではコロナにかかりやすい人が多い。

感染によっても免疫ができるので、自然に感染したほうがよいのでは？

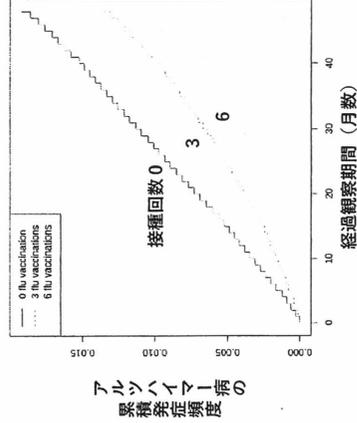
1. 合併症をどうするのか？

- ・ 新型コロナウイルス感染により心筋梗塞などの重篤な合併症が大きく増える
- ・ 一般にウイルス感染により、アルツハイマー病や血管性痴呆のリスクが増える。

2. 後遺症をどうするのか？ (新型コロナウイルス：約1割の人が3ヶ月以上続く後遺症を示す)

3. まわりの人に広げるリスクをどう考えるか？

インフルエンザワクチン接種によりアルツハイマー病の発症頻度が下がる



2009年から2019年の間、65歳以上で6年間以上痴呆症状がない集団から、約93万例のインフルエンザワクチン接種が有と無しのペアをマッチングにより選び (平均73.7才、56.9%女性)、その後のアルツハイマー病の発症頻度を比較した。

Bukhbinder AS et al, J Alzheim Dis, 88:1061, 2022.

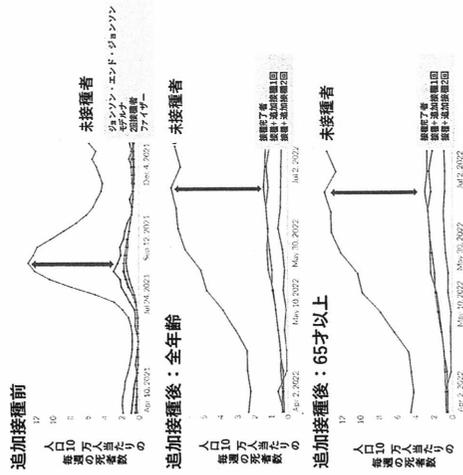
アメリカの65歳以上の集団では、インフルエンザワクチン接種の回数が増えるに連れてアルツハイマー病の発症頻度が下がっていた。

→ インフルエンザワクチン接種はアルツハイマー病発症防止に有効である。

ワクチン接種を含め感染予防をする利点

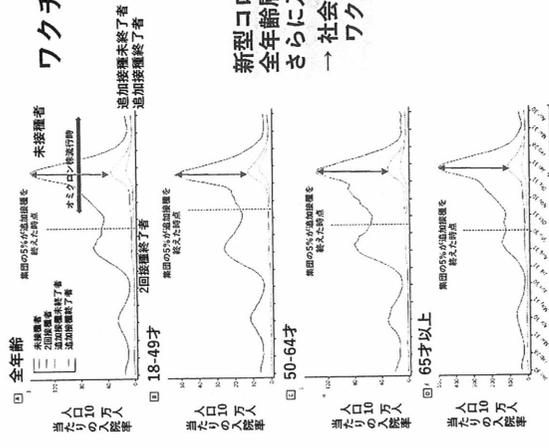
- 本人が感染しにくくなる。
- 本人が重症化しにくくなる（感染予防により浴びるウイルス量が減るため）
- 本人が合併症を起こしにくくなる（アルツハイマー、心筋梗塞、脳卒中…）
- 万が一、本人が感染しても、他人に広げにくくなる。
- 環境への広がりを最低限にすることができる。

ワクチン接種は新型コロナウイルスによる死者数を大きく減らしている



アメリカのデータ
 全年齢層において、ワクチン接種により
 新型コロナウイルスの死亡率は大きく減少し
 （未接種者に比べて5分の1以下）、
 追加接種によりさらにその効果が高まっ
 いた。
 これは日本を含む世界各国でほぼ同様。
 → ワクチン接種で死者は減っていない。

Our World In Data: "COVID-19 weekly death rate by vaccination status"



ワクチン接種は入院者数を大きく減らしている
 アメリカで、1/1/2021-4/30/2022のオミクロン流行時、約19万人の
 新型コロナウイルス入院者について、そのワクチン接種経過を調べた。

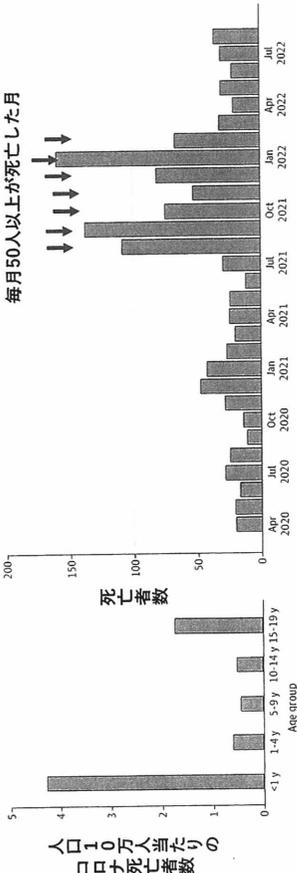
新型コロナウイルス接種は、オミクロン流行時においても、
 全年齢層で入院者数を大きく低下させた。追加接種により、
 さらに入院率が低下した。
 → 社会を守るためには、全年齢層において
 ワクチンの追加接種を行っていくことが必要。

Havers FP et al. JAMA Int Med, Sept 8, 2022.

子どもは新型コロナウイルスで重症化しないというが…（アメリカの統計）

Flaxman S et al. JAMA Network Open, Jan 30, 2023.

年齢別死亡率
 8/1/2021~7/31/2022
 0-19歳の年齢層における毎月のコロナ死亡者数



オミクロン株の流行とともに0-19歳児の死亡が増えた
 • 新型コロナウイルスは9-19歳の病気による死因のうちの第5位。
 • 感染症あるいは呼吸器疾患のうちの死因第1位。

1歳以下の死亡者が
 かなり見られている

ワクチン接種により重篤な副反応が起きる頻度は？

ワクチンの種類	100万回接種あたりの重篤な副反応頻度
破傷風トキソイド	0.5
インフルエンザ	2
二種混合 (ジフテリア+破傷風)	3
ポリオ	7
麻疹、風しん、水痘、四種混合、ヒブ、	10
BCG	30
1価ロタウイルス	40
2価ヒトパピローマウイルス	70
4価ヒトパピローマウイルス	90

飛行機に乗って死亡事故に遭うリスク：100万回搭乗で9回 ≒ 10万回に1回程度
 車両免許保有者が一生のうちに死亡事故を起こすリスク ≒ 1万回に1回程度
 ただし、危ないから車や飛行機に乗らないというチョイスはありうる。

結局、どちらもゼロリスクではないので、ベネフィットとリスクを天秤にかけることになる。

「免疫力を強くする」宮坂昌之 (講談社ブルーバックス)

ワクチンにはなぜ必要か？ → 危険な相手に対する識別能力と撃退能力を上げる

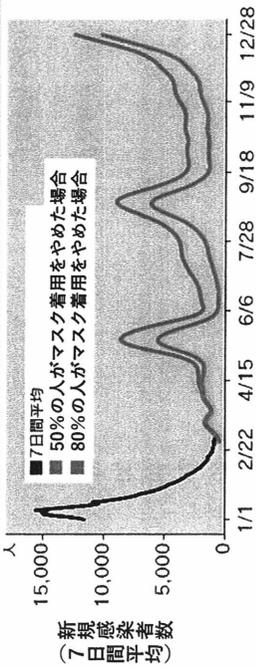
1. ワクチンを受けた人は、その感染症にかかりにくくなる： 個人の感染予防
(完全に守られるようになる場合と、感染リスクが低下するだけの場合がある：病気による)
2. ワクチンを受けた人は、その感染症で重症化しにくくなる： 個人の重症化予防
3. 多くの人がワクチンを受けることにより、社会全体がその感染症から
守られるようになる：社会全体の防衛

一方、ワクチンによって起きるリスクも存在する。

ワクチンによるベネフィットとリスクを天秤にかけて考えることが必要

今後の新型コロナウイルス流行はどうか？ - AI 解析 (名古屋大・平田晃正教授)

AIを使った新規感染者数の推定値 (1週間平均 東京都)



おそらく、新型コロナウイルス感染症はしばらくは消えない。
 しかし、死者数が大きく増える可能性は高くない (今程度の変異株であれば)。
 TPOに応じた感染対策が大事であろう。

面マスクを着用しない場合はシールド着用をお願いします
 全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施しました。



シールドは多くの種類が販売されていますが、全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫 (5μ以上) については各シールドとも一定の効果があります。しかし、小さな飛沫 (0.5μ以上) については各シールド間で飛沫防止能力に差があり、シールドの形状によっては、ほとんど防止能力がないものもありました。ただし、全剣連の調査では、シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果を得ることができました。
 ぜひ参考にしてください。

飛沫の吸い込みを避けるためには通風・換気が重要
 (工業用送風機、CO₂モニターを使って換気確認)

令和4年度 女子委員会 ～新たな飛躍を目指して～

令和5年2月25日-26日

0

令和4年度事業計画及び事業報告

各委員会との連携を図りながら、
女子剣道の普及と質の向上を図る

1. 幼少年剣道の活性化及び女性指導者の指導力向上
2. 女子審判員の育成及び審判技能の向上
3. 幅広い年齢層の女性が参加できる魅力ある大会の企画
4. 子育て中の女性剣道の支援方策
5. 広報活動の活性化
6. 各都道府県連盟女子代表者との交流及び連携の検討

1

1

幼少年剣道の活性化を目指す 女子東北ブロック講習会 ～子供とともに剣道の魅力に迫る～

【1日目】

- 13:00 開講式/役員挨拶/真砂 威 副会長
小笠原宏志 岩手剣道連盟会長
- 13:20 講話1 女性指導者への期待/真砂 威 副会長
- 13:40 講話2 普及委員会から期待/姫野純二 普及委員
- 14:10 講話3 医科学的な見地から女子剣道を考える
門野由紀子 アンチドーピング委員
- 14:35 指導法1 基本動作/軽米満世・瀧澤明美 女子委員
- 15:20 指導稽古 全講師
- 16:00 一日目終了

2

2

東北ブロック講習会



3

3

幼少年剣道の活性化を目指す 女子東北ブロック講習会 ～子供とともに剣道の魅力に迫る～

【2日目】

- 9:00 開始式/役員挨拶/真砂副会長
- 9:10 講話4 憧れの有名選手/武田直大選手・菅野隆介選手
村山千夏選手・須坂喜江選手
- 9:50 ①初心者剣道体験/軽米満世・佐藤厚子女子委員
門野由紀子アンチドーピング委員(補助)
- ②少年少女剣士基本稽古/有名選手4名
- ③指導法(女子受講生)/下川祐造指導育成本部
- 10:30 少年少女剣士合同稽古/有名選手・全講師・女子受講生元立ち
- 11:10 閉講式・幼少年との記念写真・アンケート記入提出

4

4

幼少年剣道の活性化を目指す 女子九州ブロック講習会 ～子供とともに剣道の魅力に迫る～

【1日目】

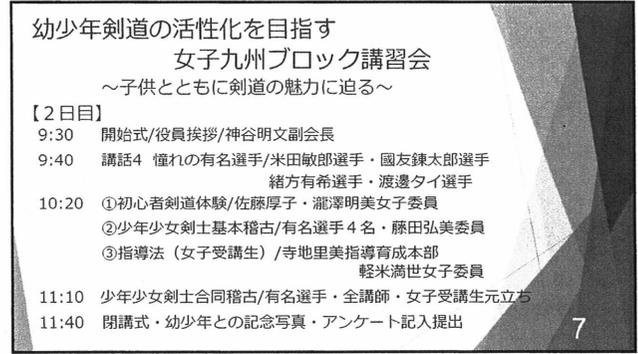
- 13:30 開講式/役員挨拶/神谷明文 副会長
尾方 正照 熊本剣道連盟会長
- 13:35 講話1 女性指導者への期待/神谷明文副会長
- 13:55 講話2 今後の女子剣道について/藤田弘美普及委員
- 14:10 講話3 医科学的な見地から女子剣道を考える
濱井彩乃アンチドーピング委員
- 14:55 指導法1 基本動作/軽米満世・瀧澤明美女子委員
- 15:35 指導稽古 全講師
- 16:15 質疑応答 一日目終了

5

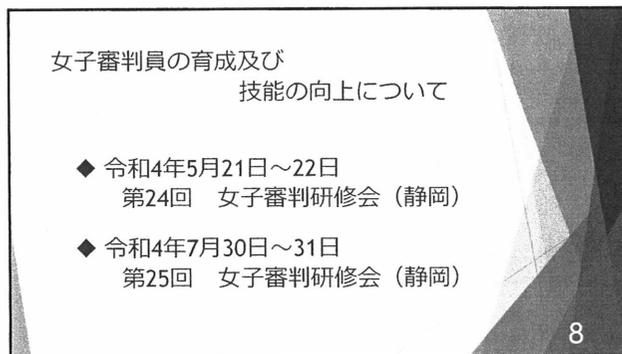
5



6



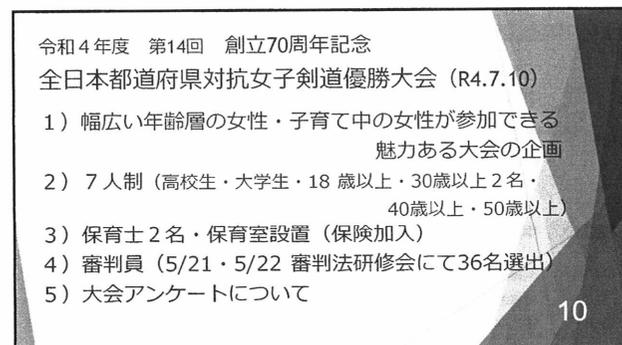
7



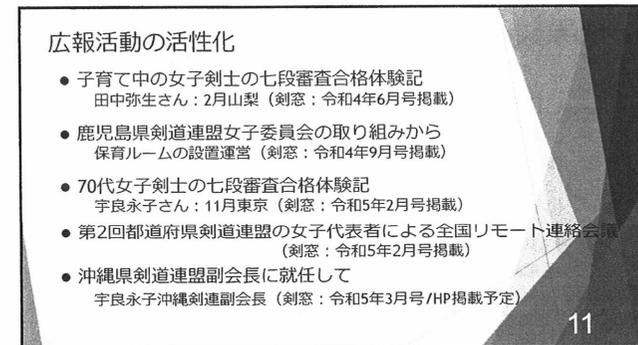
8



9



10



11

令和5年度 剣道中央講習会「指導法」

1. 指導目的

わが国の伝統と文化に培われた剣道を正しく伝承してその発展を図り、「剣道の理念」に基づき高い水準の剣道を目指す。

(1) 剣道の理念 「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」 昭和50年3月20日制定

① 剣 — 日本刀の観念

- やり直しがきかない厳粛なものである。
- 慎重に然も自己の全力を尽くす。

② 理法 — 剣法上の理論・筋道

- 刀法—正確な打突 (刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突)
- 身法—適正な姿勢 (上虚下実、体捌き、目付け、呼吸)
- 心法—充実した氣勢 (沈着冷静、勇猛心、克己心、判断と決断)

③ 人間形成

- 自己形成—何の思慮分別を用いなくても出来る働き。
- 社会形成—慈悲心、貢献。

※ 小川忠太郎先生講話より「五戒」=直心

- 自己形成 1 嘘をついてはいけません
- 2 怠けてはいけません
- 3 やりっぱなしにしてはいけません
- 社会形成 4 わがままをしてはいけません
- 5 人に迷惑をかけてはいけません

(2) 高い水準の剣道 事理一致、心気力一致

- 基本を踏まえ、気で攻め理で打つ
- 機を知る 機を作る 機にゆく
- 三無の剣道 無駄なく、無理なく、無法なく
- 初太刀一本

2. 指導者としての在り方 (指導者は剣道を高める人、広める人)

- (1) 剣道指導者である前に、立派な社会人であること
- (2) 信念と愛情を持った指導者であること
- (3) 高い技術と理論及び審判技術に熟達していること
- (4) 剣道の特性を能率的、的確な指導ができること
- (5) 優れた才能の発見とその伸長ができること

3. 指導の在り方

- (1) 日本古来の伝統文化としての指導法
- (2) 師弟同行
- (3) 基本を重視した指導
- (4) 意欲と興味を持たせながらの指導
- (5) 技能区分、心身の性質さに応じた的確な指導
- (6) 明確な言語説明と的確な示範による
- (7) 安全管理

4. 指導目標

(1) 初心者

- 剣道を楽しく受け止められるよう興味や関心を高める。
- 剣道の基本的な動作や作法を正しく身につける。

(2) 初級者（三段以下）

- 生涯を通して剣道に親しみ、修練を通して豊かな生活をつくり出すための基礎的な態度や安全に対する態度を養う。
- 对人的技能を身につけさせ、気剣体の一致した、しかけ技を主に指導する。

(3) 中級者（四段および五段）

- 現代社会に必要な社会態度の向上に努め、自己の確立を図る。
- 鍛錬度を高めることにより、技に対して自信を持ち、懸待一致の剣道ができるようにする。

(4) 上級者（六段以上）

- 人格を高め、社会的貢献と剣道の正しい伝承に寄与する態度を養う。
- 理合を熟知し、高段者に相応しい心気力一致の剣道を目指すと共に審判能力、指導能力を高める。

5. 指導法講習における「重点事項」

1. 受講者の特性に応じて効果的に指導する。
2. 所作、礼法、着装について徹底指導する。
3. 刃筋・手の内・刃え・鎧を意識した竹刀の操作について徹底指導する。
4. 一足一刀の間合から、一拍子で正しく打ち切る技能を中心課題とするとともに、それぞれの技量に応じて理に適った応用技の習得を図る。
5. 正しい攻防の指導を徹底する。
 - (1) 氣勢の充実をもって中心を外さない攻め合いを重視する。
 - (2) 安易に左拳を中心線から外す防御体勢を厳しく是正する。
6. 正しい鏝ぜり合い（鏝と鏝が接する構え）からの技を理解させ徹底指導する。
 - (1) 鏝ぜり合いからの技能を高める。
 - (2) 分かれる場合は、積極的に技を出すか、相互に間を切る。
7. 「木刀による剣道基本技稽古法」の普及を図る。
8. 剣道の理解を深めるため、講話を積極的に取り入れ、心の問題について認識を深め、修練を通して道徳的価値観の育成を図る。

1 期 日 令和5年4月2日(土)～3日(日)

2 場 所 兵庫県神戸市

3 指導内容及び展開計画

親の期待：礼儀・躰・仲良く・強い選手
 子供期待：仲良く・楽しく・強い選手

(1) 指導内容<幼少年指導の具体例>

- 子供たちに興味関心を持たせ、楽しく剣道を学ぶ活動の紹介
- 発達段階等、子供の実態に応じた段階的な指導の紹介

(2) 展開計画

時配	活動内容	活動の趣旨及び指導上に留意点
0	1. 趣旨と流れの確認	※垂、胴を装着し竹刀を持って集合
	<p style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">テーマ：子供の実態に応じて、段階的に楽しく学ぶ剣道の基本動作の例の紹介</p>	
3	2. 活動の実際 ※準備運動	※対人性を生かしたアイスブレイク的な動きで心と体をほぐす
	(1) 気・剣・体の一致を意識した楽しい動機付け	※剣道の特性に触れ
	① 発声選手権 (気迫のある声)	・大きな声
	② 剣道じゃんけん (面・小手・胴) (礼法・目付)	・気を合わせる
	③ その他紹介：すり足りレー・すり足じゃんけん・手刀攻防など	・礼 (目を見て)
15	(2) 基本動作の習得に向けた活動例 (手刀で段階的に)	・かっこいい
	① 自然体・体さばき (足さばき)	※立腰教育
	② 送り足 (前進後退、左右など)	・腰骨を立てることで、やる気やけじめ自己を律する等を培い生きる力を育む
	③ ツーステップ⇒体を突き出す	・後足の引きつけ(後⇒右足、前⇒左足)
	④ スキップ⇒股関節からの踏み込み	・姿勢・目付
	1. 2. 3. ⇒1. 2. ⇒1. ⇒0 から踏み込んで面⇒残心	※左足の引きつけ・股関節 (紙コップ)
	・ヤー-ヤー-面・面・面⇒ヤー-踏み込んで面⇒残心	※残心 (不離五向)
	・ヤー-ヤー-小手・小手・小手⇒ヤー-踏み込み足小手⇒残心	・目・つま先・臍・剣先・心
	・ヤー-ヤー-胴・胴・胴⇒ヤー-踏み込んで胴⇒残心	※竹刀の安全点検 (どこを確認するか)
	(3) 竹刀の持ち方・構え方 (中段の構え)	※中段の構え
	① 素振り⇒正面・小手・胴 (振り頭上で返す)	・左手の握り・剣先は一足一刀の間合において両目の中央、または左目の方向
	② 竹刀で基本動作を身につける	・竹刀の握る位置に印を付ける紹介
	・ヤー-ヤー-面・面・面⇒ヤー-踏み込んで面⇒残心	※刃筋 ※打突部・打突部位
	・ヤー-ヤー-小手・小手・小手⇒ヤー-踏み込み足小手⇒残心	どこで、どこを打つのか・気剣体の一致
40	・ヤー-ヤー-胴・胴・胴⇒ヤー-踏み込んで胴⇒残心	・間合 (相手との距離)
	③ 打ち方・打たせ方 (打たせ方2通りの紹介)	・一足一刀・打ち抜けさせる
	・対人：元立ち (師匠) と掛かり手 (弟子)	※剣道の魅力は、人間形成に繋がる武道としての奥深さにある。
	・礼⇒前進後退⇒面・小手・胴打ち抜けて⇒残心	※難しいことを易しく、易しいことを深く、楽しく伝える工夫が求められる
45	※振りかぶりと右足の踏み込みを合わせる (言葉で)	
	3. まとめ	
	※幼少年指導は、色々な子供への配慮、母親が子供を優しく教え諭すような眼差しで褒めて伸ばす指導を	

国・県の動向

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組むことが必要である。
- 平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合したうえで全面的に改定を行い、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を提示した。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の特長可能な多様な環境を一体的に整備する。また、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを旨とする。

- 【令和4年6月6日】
運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が示された。
- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。
 - 目標時期：令和5年度からの開始から3年後の令和7年度末を目標とする。
(3年間を休日の運動部活動地域移行に向けた改革集中期間とする。)
 - 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り進め、更なる改革を推進する。
 - 日域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。
 - 地域におけるスポーツ施設の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実にも着実に取り組む。
 - 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進を図る。

- 【令和4年8月9日】
文化活動の地域移行に関する検討会議提言が示された。
- 運動部同様に文化部にについても運動部活動と同様に、地域移行を進めるように提言がまとめられた。

(令和4年度 第2回総合教育会議資料) 部活動の地域移行について

令和5年1月19日

学校教育課

令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(概要)

- 1 学校部活動**

部活動以外の活動である学校部活動について、実施する場合は適正な運営の在り方等、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。
(主な内容)
・部活動指導員や外部指導者を確保
・心身の発達管理、事故防止の徹底、体調・ハラスメントの地域の徹底
・週当たり2日以上休みの確保(平日1日、週末1日)
・部活動に強制的に加入させることがないよう示す
・地方公共団体等は、スポーツ・文化活動団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で実施を進める
- 2 新たな地域クラブ活動**

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域の連携・協働により生徒の活動の場として整備する新たな地域クラブ活動の在り方を示す。
(主な内容)
・地域クラブ活動の運営団体、実施主体の確保充実
・地域スポーツ・文化機関担当指導員や学校担当指導員、両団体、学校等の関係者による協働体制の構築
・指導員負担等による高い指導者の確保と、管理員等による人材ハングルの確保、さらなる研修等の開催
・部活動指導員等による生徒の継続的な活動に向けたプログラムの開発
・休日の実施とする場合も、原則として1日の休日を確保
・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減、円滑な利用促進
・団体指導員への褒賞
- 3 学校部活動の地域移行**

新たなスポーツ・文化芸術活動の場として、多くの関係者が連携・協力して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。
(注)注(内容)
・まずは休日の運動部活動から取り進め、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
・の地区町村が運動部活動となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組み、休日も含めた部活動指導が求められることとなる。また、教師にとって大きな業務負担となっていく。
・地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。また、教師にとって大きな業務負担となっていく。
・地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。また、教師にとって大きな業務負担となっていく。
- 4 スポーツ等の在り方の見直し**

学校の活動の場として整備する新たな地域クラブ活動の在り方等について示す。
(注)注(内容)
・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も取得できるよう見直し
・日本中では令和5年度から大会への参加を承認、その賞状を委嘱
・できる限り指導員が不足しない体制の構築、運営に際する適切な人員確保
・全国大会の在り方の見直し(開催回数の削減、競技の活動を確保したい生徒等のニーズに対応した大会を開催する等)

国・県と本市の取組の違い

	【国・県の移行方針】	【本市の移行方針】
改革	○ 学校の働き方改革、教員の負担軽減のため。 → 経験豊かな教師が指導をせざるを得なかったり、休日も含めた部活動指導が求められることとなる。また、教師にとって大きな業務負担となっていく。	○ 地域ぐるみで子どもを育て、生徒の選べる部活動を減らさないため。 → 部活動の価値を重視し、休日は地域の専門家の力を借り、競技本来の楽しみを味わうとともに、複数の生徒と切磋琢磨し、友情を育てる。
理由	○ 受益者負担とするが、可能な限り低廉な会費を設定する。 → 受益者負担での部活動になり、「受益者が費用負担してまで部活動は行いたくない。」と考える生徒や保護者が増え、部活動に加入する生徒が減っていく、やがては中学校部活動の文化が消えてしまいうことが危惧される。	○ 基本的に無償であった部活動の参加費については、地域の指導者が行うことになっても無償とする。 → 「平日は教員が、休日は地域の指導者が部活動を指導する」ということを基本とし、受益者負担を求めないで地域に移行する考えである。
参加費の設定	○ 生徒の意思に反して強制的に加入させることがないよう示す。 → 入部希望制になることにより、休日に部活動に取り組む生徒が減ることにより、生徒指導上の問題が増加する恐れがある。	○ 基本的には、全員加入の活動とする。 → 部活動は、心身を育成する上で大切な教育活動であることと重視し、本市では基本的に全員加入とすることを希望ではなく入部しても、学ぶこと、身に付けることはとも多い。なお、休日にクラブチームやスポーツ少年団等に所属している生徒は、今までの選択でかまわない。

部活動の地域移行に向けた取組について

児童生徒数の推移をみると、小学校は、令和5年度より年々100名程度減少していく。中学校は、令和5年度まで同水準で推移するが、その後は、年々減少していく。これにより、部活動顧問を担う教員数も減少することになる。

また、部員が少なくなることにより、「日頃の練習や大会等において競技がやりたい競技ができないうちなどの課題も現れない」「部活動の廃止が進み、生徒の選択肢が少なくなり、生徒がやりたい競技ができないなどの課題も現れてきている。

本市では、令和元年度より取り組んできた「部活動週末合同練習会」をベースに、これらの課題に取り組みしてきた。令和3年度からは、県委託事業として「地域運動部活動推進事業」を実施し、さらに令和4年度からは、「総合型地域スポーツクラブモデル事業」を委託し、実践していく。

「地域移行」を進める中で、子どもを育てることを柱に、地域の力を最大限に生かし、生徒たちの学びを止めない、持続可能な部活動の形を本事業により検証し、文部科学省の計画にある「令和5年度からの段階的移行」に向けた取組を進める。

1 部活動週末合同練習会

地域の専門的な知識を有する方に指導をしていただき、複数校合同で練習することにより、部活動に関する諸課題に対応し、生徒が生き生きと活動できる持続可能な部活動として推進し、子どもたちを地域とともに育てていく体制の構築を推進していく。

2 地域運動部活動推進事業(週末地域剣道教室) ※県委託事業 R3年度より2年目

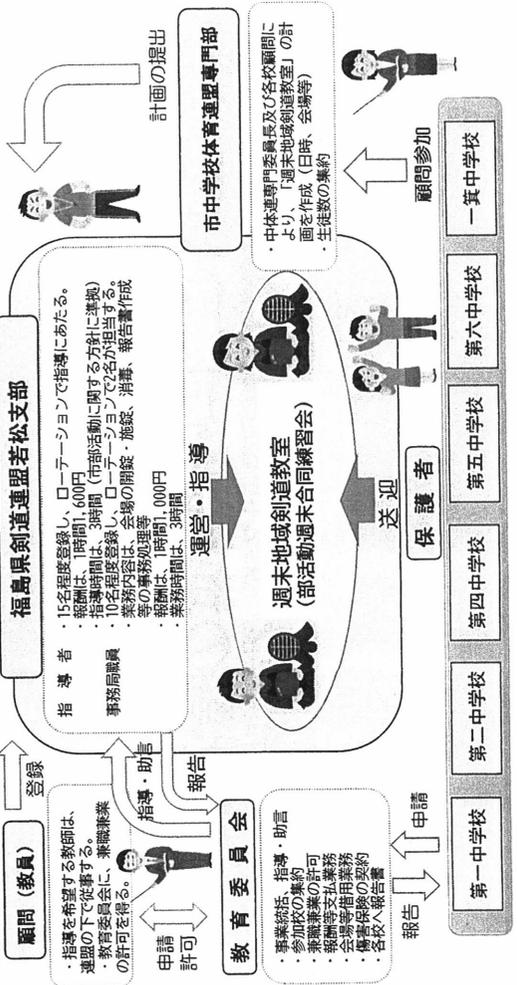
本市は、「地域移行」を進める中で、子どもを育てることを柱に、学校運営協議会(コミュニティスクール)及び地域学校協働活動として「市立中学校部活動週末合同練習会」を推進してきた。本事業は、生徒が生き生きと活動し、持続可能な部活動のあり方として進めてきた「市立中学校部活動週末合同練習会」の成果と課題を明らかにし、今後さらなる拡充を図ることを目的とする。

3 総合型地域スポーツクラブモデル事業 ※県委託事業 R4年度より新規事業

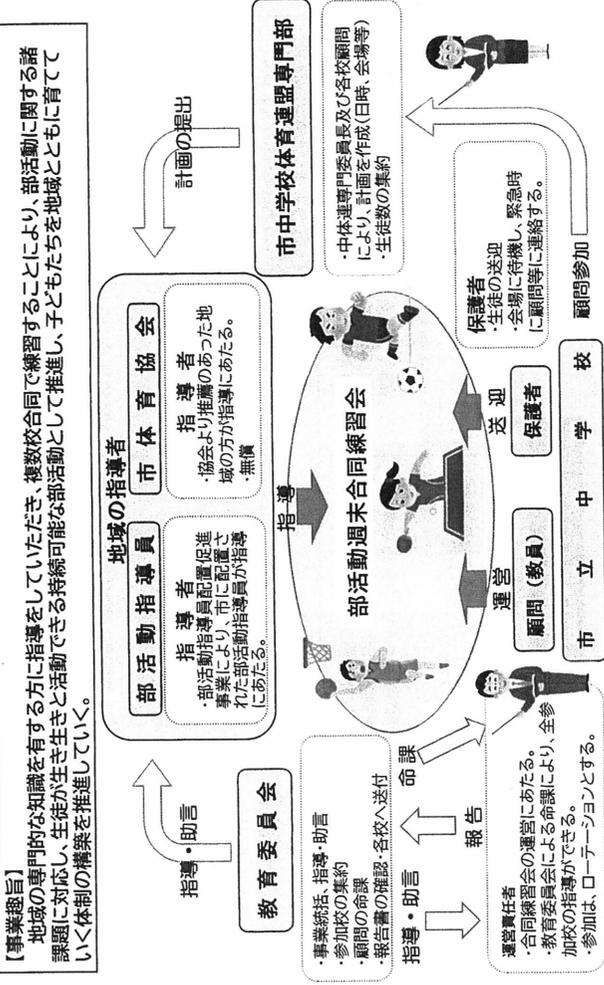
休日の部活動において、総合型地域スポーツクラブ(きたあいぶスポーツクラブ)が、地域運動部活動の運営主体となり、地域移行を図ることにより、地域移行を進める。

地域運動部活動推進事業(週末地域剣道教室)

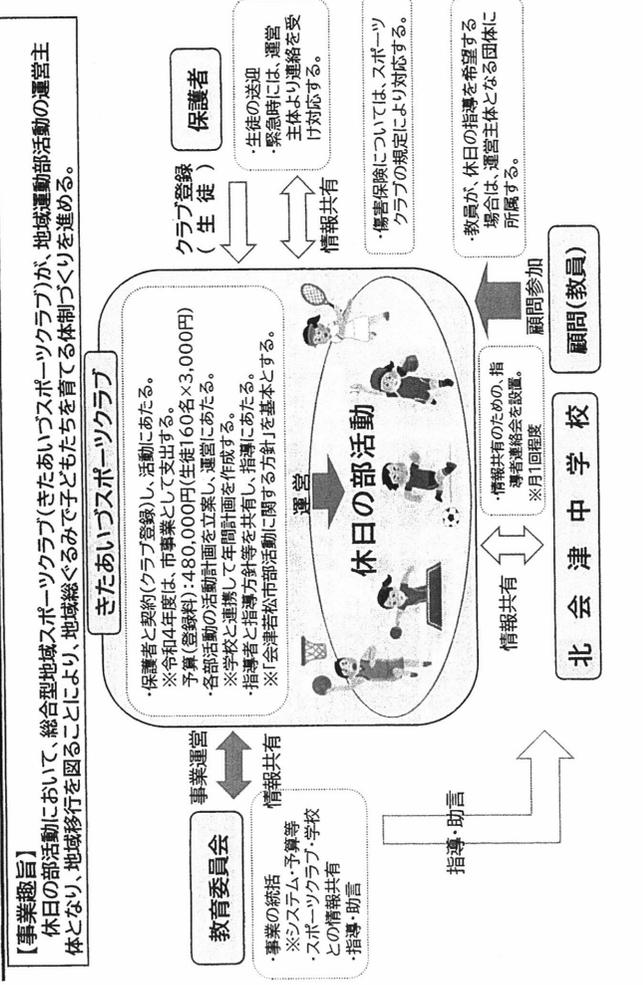
【事業趣旨】
本市は、「地域移行」を進める中で、子どもを育てることを柱に、学校運営協議会(コミュニティスクール)及び地域学校協働活動として「市立中学校部活動週末合同練習会」を推進してきた。本事業は、生徒が生き生きと活動し、持続可能な部活動のあり方として進めてきた「市立中学校部活動週末合同練習会」の成果と課題を明らかにし、今後さらなる拡充を図ることを目的とする。



部活動週末合同練習会

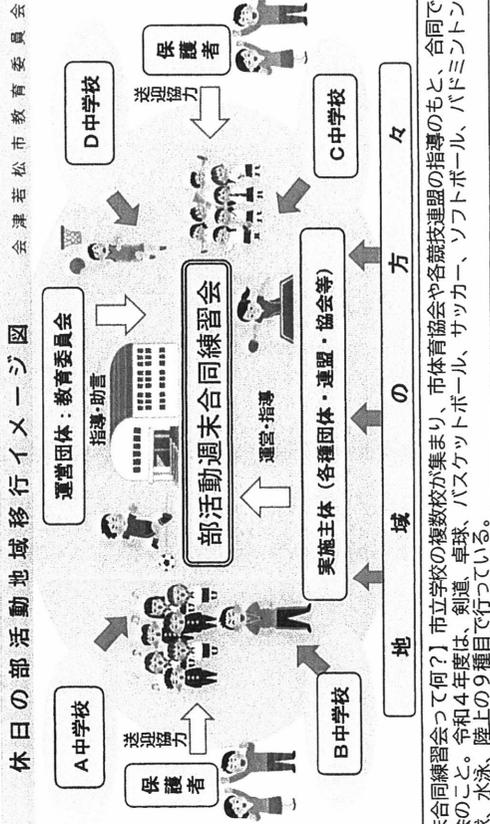


総合型地域スポーツクラブモデル事業



本市の運動部活動の地域移行の取組状況①

- 運動部活動については、令和元年度から実施している「部活動週末合同練習会」を拡充しながら、令和8年度4月の完全移行に向けて地域移行を推進する。
- 休日における部活動を地域の活動として実施できる環境を整備するために、関係団体等と連携し地域人材を確保するとともに、運動部活動における指導者及び競技者の質的な向上を目指し、学校と地域、競技団体等との協働による「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境づくりを進める。



【週末合同練習会って何?】市立学校の複数校が集まり、市体育協会や各競技連盟の指導のもと、合同で行う練習会のこと。令和4年度は、剣道、卓球、バスケ、ソフトボール、サッカー、バドミントン、バドミントン、軟式野球、水泳、陸上の9種目で行っている。

文化芸術部活動の地域移行の取組状況

令和4年度 会津若松市中学校文化部活動人数一覧表(常設部)

No	学校名	合唱	吹奏楽	美術	コンピュータ	その他	合計
1	第一中	0	35	29	32	11	107
2	第二中	0	20	25	0	0	45
3	第三中	18	18	20	24	0	80
4	第四中	21	24	64	0	22	131
5	第五中	9	19	48	0	0	76
6	第六中	0	0	0	0	5	5
7	湊中	0	0	0	0	0	0
8	一貫中	0	28	0	0	34	62
9	大戸中	0	0	0	0	0	0
10	北会津中	13	0	34	0	0	47
11	河東学園	9	0	0	0	0	9
	合計	70	144	220	56	72	562

【文化部の現状】

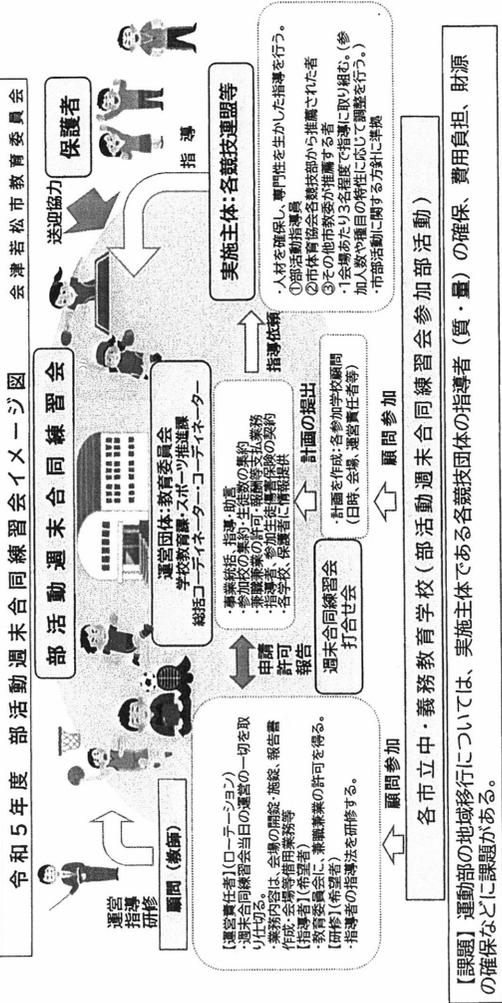
- 現在、本市の中学校・義務教育学校には、大きく分けて5種類の文化芸術部があり、1年生から3年生で582名の生徒が活動している。
- それぞれの文化芸術活動部数の内訳は
合唱部 5校 吹奏楽 6校
美術部 6校 コンピュータ 2校
その他 4校
となっている。
- このほかに、合唱コンクールなどが近くと、特設合唱部に所属し、文化芸術活動に取り組む生徒もいる。
- 現在、部活動連絡協議会において13名の委員が参加し、検討等をスタートしている。

【課題】

文化芸術部の地域については、運動部以上に指導者確保、合同練習会の実施方法などに大きな課題がある。
今後本市の運動部の実践や他自治体における文化部地域移行の事例などをとらえ、検討を進めていくが、令和元年度から段階的に進めてきた運動部活動のように丁寧に移行を進めていく必要がある。

運動部活動の地域移行の取組状況②

- 令和5年度からは、教育委員会が運営団体となり、学校教育課とスポーツ推進課が互いに協力しながら地域移行を進める。
- 経費については、指導者への謝金等を保護者負担ではなく、公費で対応できるよう予算確保に取り組んでいる。
- 部活動指導を平日は教員が行い、週末は地域の専門家が行うという持続可能な部活動体制を構築していく。



【課題】運動部の地域移行については、実施主体である各競技団体の指導者(質・量)の確保、費用負担、財源の確保などに課題がある。

令和4年度県下男子・女子 学年別剣道選手権大会PR

新聞特集掲載、特別番組放送のご報告

②山梨日日新聞 大会結果記事掲載

◇掲載日 10月10日(月)
内容 大会結果記事掲載
サイズ 縦17cm×横19cm
仕様 フルカラー



①山梨日日新聞 大会事前特集紙面

◇掲載日 10月7日(金)
内容 大会事前特集紙面
サイズ 15段
仕様 モノクロ



③山梨放送 大会特別番組

◇放送日時 10月29日(土)11時
番組形式 VTR収録番組
付帯事項 YBSテレビ「山梨スピリッツ」内の「週末スポ」で大会の様子を放送し、さらに特番のOA告知も行いました。



クロスメディアを活用した 剣道普及企画

山梨県剣道連盟理事長
清野 忍

「日本の伝統文化を後世に」という長年のスローガンのもと、山梨県剣道連盟(渡邊宏二会長)では本年度、新聞とテレビというクロスメディアによる剣道普及企画を実施いたしました。

少子化をはじめ、習い事や趣味の多様化に伴う剣道人口の減少は、二十年来の課題でもありましたが、コロナ禍において大会やイベントの剣道に対する意欲や興味が薄れかけていたこともあり、何とか剣道の魅力を広く伝えたいという思いからの計画でした。

現在、一般的にマスメディアで

大きく取り扱われるスポーツや武道は、オリンピックやワールドカップにつながる競技であるか否かという基準で判断されることが多いように感じます。世界選手権はあるけれども、剣道は日常生活の中で一般の方の目に触れる機会がごく少ない競技だと考えられます。

私が剣道を始めた50年ほど前、剣道は野球と人気を分け合うほどで、毎年、地元テレビで少年剣道大会のテレビ放送があるほど非常に盛り上がりつつありました。

劇場版「鬼滅の刃」が社会現象化したのと同様に、当時は剣道漫画やテレビ番組のヒットなどもあり、学校では、うきを使って剣術のまね事をする子どもや、剣道に興味を持った親子が道場やスポーツ少年団を見学する様子もしばしば見受けられました。やはりメデイ

アが人の行動に与える影響力は大きいと考え、まずは剣道に特化したテレビ番組を制作するという方向が決まりました。

番組制作の依頼先は地元の山日YBSグループとしました。新聞とテレビ、ラジオ放送、イベント企画など幅広く事業を展開していることもあり、多角的、相乗的に露出できると考えたのが選



VTR収録した30分番組の放送

擇い合いながら進めていきました。剣道人が当たり前と思っている感覚や認識と、剣道を知らない一般の方との感覚のズレを埋めるところが特に苦労しました。その中で、今回見いだした着地点は、シンプルに「剣道のカッコ良さ」を表現すること、子どもに特化するという2点でした。

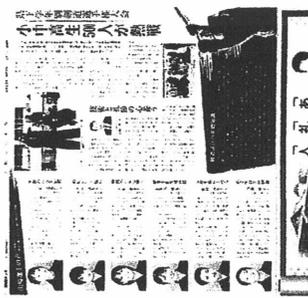
実際の成果物としては、①30分のテレビ番組の制作放送、②新聞の1ページ特集紙面の二つでした。①テレビ番組の内容は、10月の県下男女学年別剣道選手権大会にテレビカメラ3台からVTR収録した番組の放送でした。大会は小学校1年生から高校3年生までの男女別の個人戦で24部門あり、番組では節目の学年(小6、中3、高3)の決勝戦についてスローモーションを交えて解説付きで紹介したほか、全ての決勝戦の1本集や優勝者のコメント、また初めて試合に

定理由で。同グループとの打ち合わせは対面で6回、電話やメールのやり取りは数十回を重ね、お互いに足りない知識を補い合いながら進めていきました。剣道人が当たり前と思っている感覚や認識と、剣道を知らない一般の方との感覚のズレを埋めるところが特に苦労しました。その中で、今回見いだした着地点は、シンプルに「剣道のカッコ良さ」を表現すること、子どもに特化するという2点でした。

出場した低学年のインタビューなどを収めていただきました。②新聞紙面はテレビ放送の告知も兼ねて学年別選手権大会前の10月上旬に掲載しました。内容は9月に大阪で行われた全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会に出場した県代表選手のインタビューを中心に、学年別選手権大会の紹介のほか剣道豆知識なども加え、一般の読者にも理解しやすい記事にまとめていただきました。また、本事業をきっかけに、同グループのメディアへの剣道の露出度が格段に高まっている印象を受けています。

本企画を終えて、普及という意味での即効性は期待できませんが、少なからず「剣道」という言葉が山梨県内に広がった一年だったと確信しております。また、今回は一つの切り口としてメディアを活用しましたが、子どもたちにとっては、「剣道」という競技でも、テレビや新聞にも大きく取り上げられる」という励みにもなつたと感じております。

最後に、普及活動にはさまざまな形があると思いますが、1人ひとりの地道な行動の積み重ねが成果につながっていくものだと考えております。山梨県剣道連盟ではこれから日々アクションを起こしながら、継続的な普及活動を行ってまいります。



▲山梨日日新聞の1ページ特集紙面